

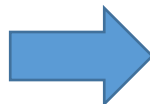
高等教育の就学支援新制度の授業料等減免制度利用による納入期限の延期について

下記の通り納入期限(振替日含む)を延期いたします。

一部生

延期前

期別	納入期限 (振替日含む)
第1期	4/28
第2期	9/28



延期後

期別	納入期限 (振替日含む)
第1期	7/28
第2期	11/28

※納入期限日が休日、あるいは土曜日の場合はその翌日または翌々日となります。

※分納・延納制度はご利用いただけません。

二部生

延期前

期別	納入期限 (振替日含む)
第1期	4/28
第2期	6/28
第3期	9/28
第4期	11/28



延期後

期別	納入期限 (振替日含む)
第1期	7/28
第2期	8/28
第3期	11/28
第4期	1/28

※納入期限日が休日、あるいは土曜日の場合はその翌日または翌々日となります。

※延納制度はご利用いただけません。

延期理由について

減免額の決定時期よりも早く、納入期限が到来しますので、納入期限を延期し、減免額の決定後に減免した金額を請求させていただきます。

振替によるお支払いの方は減免の決定通知により、お振替金額をご確認ください。振込によるお支払いの方は減免の決定通知の後、お振込用紙の発送を予定しております。

また、分納・延納制度については、分納・延納制度を利用した納入期限よりも変更後の納入期限が遅くなりますので、ご利用いただけません。